（外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令の一部改正）

第四条　外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令（昭和四十四年通商産業省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

様式中「20万円」を「50万円」に、「十　第68条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者」を「十一　第68条第1項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者」に、「十一　第68条第1項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者」を「十二　第68条第1項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者」に改める。

（貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正）

第五条　貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項中「記載すべき事項を特定入出力装置から入力し、及び専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該様式による申請者届出書に」を削る。

第八条の見出しを「（銀行等又は資金移動業者の確認事務の実施手紙）」に改め、同条第一項中「同じ。）」の下に「又は資金移動業者（資金決済に関する法律（平成十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項及び第三項中「銀行等」の下に「又は資金移動業者」を加える。

第九条第二項第三号の次に次の二号を加える。

三の二　核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の実施のために国際原子力機関に対して行う技術を提供することを目的とする取引

三の三　化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第三十条で規定する国際機関の指定する者が、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約で定める範囲内で、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの物質の原料となる物質を取り扱う場所その他の場所であって国際機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは撮影し、関係者に質問し、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去するときの当該国際機関が指定する者に対して行う技術を提供することを目的とする取引

第九条第二項第十四号イ（二）中「使用に際して」を「当該プログラムの使用に際して当該プログラムの」に、同号ロ中「）該当する」の下に「ことが当該プログラムの供給者、販売者又は提供者によって書面により確認できる」を加え、同号ロ（二）中「暗号機能が使用者」を「当該プログラムの有する暗号機能が当該プログラムを使用する者」に改め、同号ロ（三）中「使用に際して」を「当該プログラムの有する暗号機能の使用に際して当該プログラムの」に改める。

別紙様式第一から第六まで中「銀行等」の下に「又は資金移動業者」を加える。

別紙様式第六の三中「注(1)　「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「ＦＡＸ番号」の欄は、前葉に記載したものと異なる場合のみ記入して下さい。」を「注　「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「ＦＡＸ番号」の欄は、前葉に記載したものと異なる場合のみ記入して下さい。」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条　この省令による改正前の様式（外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令の様式を除く。）は、当分の間、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際に現にあるこの省令による改正前の外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令様式により使用されている書類は、この省令による改正後の外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令様式によるものとみなす。

告　示

○国家公安委員会告示第六号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十二年二月十七日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月五日

国家公安委員会委員長　中井　洽

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N10－1	ポポニ ＰＰＮ	ランドウォーカー株式会社 大阪府吹田市南金田２丁目20番10
交　N10－2	電動ハイブリッド自転車 ＣＹ－ＰＭ224	三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社 鳥取県鳥取市立川町７丁目101番地
交　N10－3	電動ハイブリッド自転車 ＣＹ－ＰＬ226	三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社 鳥取県鳥取市立川町７丁目101番地
交　N10－4	電動ハイブリッド自転車 ＣＹ－ＰＬ224	三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社 鳥取県鳥取市立川町７丁目101番地
交　N10－5	ＹＳ－33ハイブリッド ＹＳ33Ｅ－01	有限会社バイク技術研究所 東京都八王子市大塚289－35
交　N10－6	ヤマハハパス X714	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　N10－7	ＮＨＢ03 ＥＮＨＢ03	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　N10－8	ＮＨＬ63 ＥＮＨＬ63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　N10－9	ブリヂストンアシスタ A63	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１

○国家公安委員会告示第七号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十二年二月十七日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月五日

国家公安委員会委員長　中井　洽